〇新見市環境保全条例
平成１７年３月３１日
条例第１６０号

（目的）
第１条　この条例は、国及び県の施策と相まって新見市の優れた環境を保全するとともに、無秩序な開発を防止し、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。
（財産権の尊重及び他の公益との調整）
第２条　環境保全に当たっては、関係者の所有権その他財産権を尊重するとともに、市土の保全その他公益との調整に留意しなければならない。
（市の基本的責務）
第３条　市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため新見市の自然的社会的条件に応じた環境保全の施策を策定しこれを実施する責務を有する。
２　市長は、環境保全を図るため前項の施策を策定しようとするときは、新見市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
（事業者の基本的責務）
第４条　事業者は、環境保全を図るため、その事業活動に伴って生ずる自然環境及び生活環境の破壊の防止に努め、環境保全に必要な措置を講ずるとともに市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の基本的責務）
第５条　市民は、優れた自然を愛護し、常に清潔な生活環境を保持するよう努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力する責務を有する。
（環境保全地区の指定）
第６条　市長は、環境保全のため必要があると認めるとき又は地域住民から申出があったときは、新見市環境保全審議会の意見を聴いて次に掲げる地域を環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。
（１）　森林、草生地、山岳、丘陵、池沼、河川が所在する地域のうち良好な自然状態を保持している地域で、その保護を図ることが必要な地区
（２）　市街地及びその周辺地域のうち、良好な生活環境を形成して保護造成を図ることが必要な地区
２　市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該保護地区の指定案を作成して公告し、当該公告の日から１４日間一般の縦覧に供しなければならない。
３　前項の規定により公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日まで縦覧に供された保全地区の指定案について市長に意見書を提出することができる。
４　市長は、第２項の指定案の作成及び保全地区の指定については、関係住民及び関係行政機関の意見を聴き、かつ、新見市環境保全審議会に付議しなければならない。
５　保全地区の指定は、市長が告示することによりその効力を生ずる。
（指定の解除及び区域の変更）
第７条　市長は、指定した保全地区について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。
２　前条第２項から第５項までの規定は、指定の解除又は区域の変更について準用する。
（標識の設置）
第８条　市長は、保全地区を指定したときは、その区域内にその旨を表示した標識を設置するものとする。
２　何人も前項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
（行為の規制）
第９条　保全地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨届け出なければならない。ただし、第１１条の規定による届出をする場合においては、この限りでない。
（１）　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
（２）　宅地の造成その他土地の区画、形質の変更
（３）　鉱物・土石の採掘
（４）　木竹の伐採
（５）　水面の埋立て
（６）　河川・池沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為
２　保全地区に指定され、又は区域が拡張された際、前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して３０日以内に、市長にその旨届け出なければならない。
３　次に掲げる行為については、第１項及び前項の規定は、適用しない。
（１）　通常の管理、軽易な行為で市長が別に定めるもの
（２）　非常災害のため必要な応急措置として行う行為
（禁止行為）
第１０条　何人も、保全地区において次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　みだりに動物を殺傷し、若しくは捕獲し、又はみだりに植物を損傷し、若しくは採集してはならない。

（２）　みだりにごみその他の汚物又は廃物を捨て、若しくは放置してはならない。
（開発事業の届出）
第１１条　市の区域内において宅地・工場用地又は娯楽施設用地その他用地の造成等土地の区画・形質の変更をもたらす事業（その一団の面積が５，０００平方メートル未満であるものを除く。）又は当該用地に住宅・工場又は娯楽施設の工作物（その延べ面積が３００平方メートル未満であるものを除く。）を設置する事業（以下「開発事業」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨届け出なければならない。
（開発事業の実施基準）
第１２条　前条の開発事業をしようとする者は、当該事業の実施に当たって次に定める基準を遵守しなければならない。
（１）　開発事業を実施する土地の区域（以下「事業区域」という。）の用途が市の計画において限定されているときは、その用途に適合していること。
（２）　災害の防止、通行の安全等地域環境の保全について十分な配慮がなされていること。
（３）　開発に関連して必要となる用水の確保の見通しがあり、かつ、給・排水に十分な配慮がなされていること。
（４）　住民及び滞在者の安全及び健康に支障がないよう開発区域及びその周辺地域において公共施設及び公益的施設の整備に十分な配慮がなされていること。
（５）　土地の性状、事業主の資力及び信用等からして開発行為の遂行が不可能でないこと。
（６）　事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境を確保し、又は新たに創造するため適切な措置が講じられるように設計されていること。
（７）　事業区域の周辺の地域における農林業、商業、観光その他の産業の適正な発展を著しく妨げることのないように設計されていること。
（８）　事業区域及びその周辺の地域における文化財の保護のため適切な措置が講じられるよう設計されていること。
（９）　前各号に掲げるもののほか、市長が市民の適正な環境保全のため特に必要と認めた事項
（適用除外）
第１３条　開発事業をしようとする者で次に掲げるものについては、適用除外する。
（１）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）適用区域内で行う同法の規定する建物の設置等の開発事業
（２）　宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）等災害防止を目的とする法令の適用を受ける土地の区画変更する事業
（３）　農林業の用に供する目的で行う規則で定めるもの
（助言又は指導）
第１４条　市長は、環境保全のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、助言又は指導をすることができる。
（１）　保全地区内において第９条第１項に定める行為をしようとする者及びその関係人
（２）　第１１条に定める事業をしようとする者及びその関係人
２　前項の規定により助言又は指導を受けた者は、その内容に応じ当該開発事業等の中止又は一部変更等必要な措置を講じなければならない。
（国等に関する特例）
第１５条　国又は地方公共団体（市長が定める公団等を含む。以下「国等」という。）の行為については、第９条第１項、第２項及び第１１条の規定による届出は、必要としない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。
２　市長は、前項の通知があった場合において、当該地区の環境を保全するため必要があると認めるときは、当該国等に対し、環境保全のためにとるべき措置について協議を求めることができる。
（環境保全協定）
第１６条　第９条第１項及び第１１条に定める行為等を行う者は、市長が環境保全に関する協定の締結について協議を求めるときは、これに応じ当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。
（立入調査）
第１７条　市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして他人の土地に立ち入らせ、当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為又は開発事業の状況を調査させることができる。
２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（環境保全審議会の設置等）
第１８条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定により新見市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じ、市の区域における環境の保全に関して調査審議し、その結果を市長に報告し、又は意見を述べることができる。
３　前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（委任）
第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（罰則）

第２０条　次の各号のいずれかに該当するものは、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第１１条の規定に違反して開発行為を行った場合
（２）　第１４条第２項の規定による措置を講じなかった場合
（３）　第１７条第１項の規定による調査を拒み、又は妨げた場合
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成１７年３月３１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市環境保全条例（昭和４８年新見市条例第１４号）、大佐町環境保全条例（昭和４９年大佐町条例第９号）、哲多町環境保全条例（平成３年哲多町条例第９号）又は哲西町開発事業の調整に関する条例（昭和４８年哲西町条例第３４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。